

少額資産について

棚卸資産以外の資産を取得した場合の簡易振り分けフロー

ポイント

使用可能期間1年未満
Or
取得価額が10万円未満

Yes



消耗品費等
全額損金算入

- 全額損金経理（費用処理）が必要
- 事業の用に供した年度に全額費用処理することが必要



No

取得価額が
10万円以上20万円未満

Yes



一括償却資産
3年均等償却

- 事業の用に供した年度に一括として選択する（別表に載せる）ことが必要
- 途中で除却・売却があっても3年均等償却を継続（途中で一括で落とせない）
- 別表16（8）の添付が必要



No

取得価額が
20万円以上30万円未満

Yes



少額減価償却資産
年度合計300万円まで
全額損金算入

- 中小企業者等のみ適用可
- 全額損金経理（費用処理）が必要
- 事業の用に供した年度に全額費用処理することが必要
- 別表16（7）の添付が必要
- 償却資産税の対象に含める必要あり



No

通常の減価償却資産

上記でYesとなったとしても、ポイントにある通り各取扱いには要件があるため、その要件を満たさない場合は減価償却資産として法定耐用年数にわたって償却することになります。通常損金を先行して取った方がキャッシュフローの観点から有利なため、あえて減価償却資産とすることは実務上はほぼないと思っておいて良いかと思えます。

法令で確認します

以下原文ですが、読むの大変なので次のページで抜粋します

(少額の減価償却資産の取得価額の損金算入)

第百三十三条 内国法人がその事業の用に供した減価償却資産（第四十八条第一項第六号及び第四十八条の二第一項第六号（減価償却資産の償却の方法）に掲げるものを除く。）で、前条第一号に規定する使用可能期間が一年未満であるもの又は取得価額（第五十四条第一項各号（減価償却資産の取得価額）の規定により計算した価額をいう。次条第一項において同じ。）が十万円未満であるものを有する場合において、その内国法人が当該資産の当該取得価額に相当する金額につきその事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

組織再編の記載が多いので除きます

(一括償却資産の損金算入)

第百三十三条の二 内国法人が各事業年度において減価償却資産で取得価額が二十万円未満であるもの（第四十八条第一項第六号及び第四十八条の二第一項第六号（減価償却資産の償却の方法）に掲げるもの並びに前条の規定の適用を受けるものを除く。）を事業の用に供した場合において、その内国法人がその全部又は特定の一部を一括したもの（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この条において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）から引継ぎを受けた当該被合併法人等の各事業年度において生じた当該一括したものを含むものとし、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この条において「分割承継法人等」という。）に引き継いだ当該一括したものを除く。以下この条において「一括償却資産」という。）の取得価額（適格組織再編成により被合併法人等から引継ぎを受けた一括償却資産にあつては、当該被合併法人等におけるその取得価額）の合計額（以下この項及び第十二項において「一括償却対象額」という。）を当該事業年度以後の各事業年度の費用の額又は損失の額とする方法を選定したときは、当該一括償却資産につき当該事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その内国法人が当該一括償却資産の全部又は一部につき損金経理をした金額（以下この条において「損金経理額」という。）のうち、当該一括償却資産に係る一括償却対象額を三十六で除しこれに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額（適格組織再編成により被合併法人等から引継ぎを受けた当該被合併法人等の各事業年度において生じた一括償却資産につき当該適格組織再編成の日の属する事業年度において当該金額を計算する場合にあつては、当該一括償却資産に係る一括償却対象額を三十六で除し、これにその日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額。次項において「損金算入限度額」という。）に達するまでの金額とする。

法令で確認します

10万円未満の少額と一括償却資産は法人税法施行令に規定されています。

未稼働はだめ

(少額の減価償却資産の取得価額の損金算入)

法人税法施行令第百三十三条 内国法人がその**事業の用に供した減価償却資産**で、前条第一号に規定する**使用可能期間が一年未満であるもの又は取得価額が十万円未満であるもの**を有する場合において、その内国法人が当該資産の**当該取得価額に相当する金額**につき**その事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理**をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

稼働した年度に全額費用処理することが要件

会計上費用処理した金額までしか損金算入されません。

(一括償却資産の損金算入)

法人税法施行令第百三十三条の二 内国法人が各事業年度において減価償却資産で取得価額が二十万円未満であるものを事業の用に供した場合において、その内国法人がその全部又は特定の一部を一括したものの取得価額の合計額（以下この項及び第十二項において「一括償却対象額」という。）を当該事業年度以後の各事業年度の費用の額又は損失の額とする方法を**選定したときは**、当該一括償却資産につき当該事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その内国法人が当該一括償却資産の全部又は一部につき**損金経理をした金額（以下この条において「損金経理額」という。）のうち、当該一括償却資産に係る一括償却対象額を三十六で除しこれに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額（次項において「損金算入限度額」という。）**に達するまでの金額とする。

法令上は3年均等償却とはなっていないため、3年目に1円か2円残る場合があります。法令上はこれを残すのが正しいのですが、金額が小さいので実務上はその金額も合わせて3年で全額損金算入します。
(知っていてやるのと知らないでやっているのでは全然違います!!)

法令で確認します

30万円未満の中小の少額は措置法に規定があります（時限立法です）

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）
第六十七条の五 第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「中小企業者等」という。）が、平成十八年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第五十三条第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小企業者等の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小企業者等の当該事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円（当該事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、その取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

毎回延長されていますが時限立法です

抜粋

全額費用処理

未稼働はだめ

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）
第六十七条の五 第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（以下この項において「中小企業者等」という。）が、**平成十八年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小企業者等の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは**、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

この場合において、当該中小企業者等の当該事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円（当該事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、その取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

12か月の事業年度で300万円 事業年度が短い場合は月数按分が必要です

(税務上の) 繰延資産について 実務上のポイントのみ


税務上の繰延資産とは？？（法人税法2条二十四号 法人税法施行令14条）

（税務上の）繰延資産とは、

法人が支出する費用のうち**支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの**で、法人が支出する費用（**資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除く。**）のうち次に掲げるものとする。

- 一 創立費
- 二 開業費
- 三 開発費
- 四 株式交付費
- 五 社債等発行費
- 六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる費用で支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの
 - イ 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用
 - ロ 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立ちのき料その他の費用
 - ハ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用
 - ニ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用
 - ホ イからニまでに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用

2 前項に規定する前払費用とは、法人が一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出する費用のうち、その支出する日の属する事業年度終了の日において**まだ提供を受けていない役務に対応するもの**をいう。



次ページでまとめ

税務上の繰延資産とは？？

【まとめ】

税務上の繰延資産とは、

- 支出の効果が1年以上に及ぶ費用で
- 資産の取得価額や前払費用には該当しないもので
- 自己が便益を受けるために支出するもの

- 前払費用はまだ便益を受けていないもの
- 繰延資産はすでに便益を受けておりその効果が1年以上に及ぶもの

実務上多く出てくるのが礼金や更新料です。

これらは賃借期間が1年以上に及ぶ契約に係る費用を支払っている場合が多く、金額が20万円以上になると一括で費用処理することはできず、契約期間に応じて費用処理する必要があります（別表16（6）という別表も添付する必要があります。）

物件等を賃借しているクライアントの礼金や更新料については、その契約期間と金額を確認するようにしてください！！

（参考）

20万円未満だったら一括費用処理でOKの根拠
法人税法施行令134条

（繰延資産となる費用のうち少額のもの損金算入）

第一百三十四条 内国法人が、第六十四条第一項第二号（均等償却を行う繰延資産）に掲げる費用を支出する場合において、当該費用のうちその支出する金額が二十万円未満であるものにつき、その支出する日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。